十一、株式会社山友社たかはしに対する件

昭和四十八年（排）第三十五号

排除命令

東京都新宿区三栄町三番地

株式会社　山友社たかはし

右代表者　代表取締役　高　橋　キ　ヨ

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社山友社たかはしは、昭和四十八年十月一日から、一般消費者先着三千名を対象に、「オープニング抽せん会」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項及び第三項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、昭和四十八年十月一日から、一般消費者先着三千名を対象に、「オープニング抽せん会」と称して実施した懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類を供与してはならない。

三　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社山友たかはし（以下「山友社」という。）は、肩書地に本店及び四ツ谷店を置き、そのほか都内二ヵ所に店舗を有し、登山用具、スキー用具等の販売業を営む事業者である。

二　山友社は、一般消費者を対象として、「オープニング抽せん会」と称し、昭和四十八年十月一日以降、同社の四ツ谷店において、二千円以上購入した者及び掛売代金の全部又は一部を同店に持参した者に対し、先着三千名に三角くじを引かせ、ヨーロッパスキー旅行（一人当り経費二十二万三千二百円）二本、北海道スキー旅行二人一組（一組当り経費約六万四千円）三本、カラーテレビ（約八万六千四百円）三本、白黒テレビ（約二万二千三百円から二万九千五百円）三本、ラジオ付きカセットコーダー（約二万四千百円及び二万九千五百円）六本、カセットコーダー（約一万三千五百円から二万六千九百円）十八本、ラジオ（約一万一千二百円から約二万三千二百円）十六本、デジタルラジオ（約一万二千三百円）十本その他ラジオ等を景品類（総額約二百二十三万一千三百円）として提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、右懸賞に係る最低の取引の価額は二千円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、右景品類のうち、一万円をこえる景品類はこの制限をこえるものである。また、右懸賞に係る取引の予定総額は約一億円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は約二百万円である。したがって、右景品類の価額の総額約二百二十三万一千三百円は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、山友社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年十二月二十八日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久